

大和市告示第119号

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年6月14日

大和市長 古谷田 力

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「到達する者」の次に「又は65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者」を加える。

第4条中「及び資産割額（以下「応能割額」という。）」を削る。

第5条及び第6条中「応能割額」を「所得割額」に改める。

第9条第1項第1号中「及び資産割額」を削る。

別表第4 応能割額の項及び別表第5 応能割額の項中「応能割額」を「所得割額」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。